

平成22年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部訂正（H22.4.19現在）

【基本マスター】

区分番号	診療行為コード	基本漢字名称	変更区分	訂正箇所	訂正前	訂正後	備考
E000-00	305004710	写真診断（デジタル撮影）（単純撮影（歯科エックス線撮影（全顎撮影以外の場合）））	5	通則加算グループ	A007	0000	平成22年4月1日から適用
E100-00	305004110	歯牙、歯周組織、顎骨、口腔軟組織（デジタル撮影）（単純撮影（歯科エックス線撮影（全顎撮影以外の場合）））	5	通則加算グループ	A011	A030	平成22年4月1日から適用

【基本・通則加算テーブル】

変更区分	テーブル位置	グループ番号	基本・注加算項目			訂正箇所	訂正前	訂正後	備考
			加算コード	診療行為コード	診療行為名称				
3	58行目下挿入	A030	AE006	305002690	電子画像管理加算（歯科エックス線撮影の場合）（1回につき）	01	新	設	平成22年4月1日から適用
3	58行目下挿入	A030	AE011	305004690	時間外緊急院内画像診断加算	02	新	設	平成22年4月1日から適用